

(一) 地方審査員長は大会に於て選出し、審査会及び常任審査会を  
司す。  
(二) 書記長及び会計は各一名をおき、常任審査会の任命に依る  
こととする。

第十一條 役員の任期は一ケ年とし、重任を再行す。

第十二條 本同盟の費用は次の比率を以て負担するものとする。

- (一) 有夫加盟者 一ケ月五十奉
- (二) 団体五百名まで代表一名につき五十奉
- (三) 五百名—一千名 " " " 六十奉
- (四) 一千名—五千名 " " " 七十奉
- (五) 五千名—一萬名 " " " 八十奉
- (六) 一萬名以上 " " " 九十奉

第十三條 但し臨時徴集するものとを得。

第十四條 本同盟会計は常任委員会に於て処理するものとする。

第十五條 附則 本同盟規約は大会の決議によるにあらざれば変更するべし  
を得ず。

第十六條 議事決定はすべて過半数を以て原則とする。  
本同盟事務所は東京市内におく。

一九二六・一一・七。

### 統一運動関東同盟。